

5 地区別の方向性

(1) 安佐南区八木・緑井地区

ア 被災状況 (p.16「被災状況概要図」参照)

阿武山南東山麓に位置する八木・緑井地区は、高度経済成長期の昭和 40 年代に急速に宅地化が進み、JR 可部線、国道 54 号などの交通基盤や、大型商業施設などの生活利便施設に恵まれた人気のベッドタウンです。

この地区では、8 月 20 日未明からの豪雨により、八木四丁目に設置された高瀬観測局(国)のデータによると 2 時から 3 時までの 1 時間で最大時間雨量 87 mm を記録し、その前後の 3 時間累積雨量は 187 mm、24 時間累積雨量は 247 mm に達しました。

この豪雨で地区内の 10 か所以上の溪流において土石流が発生し、土砂や流木等が住宅地へ流出したため、死者は八木地区で 52 人、緑井地区では 14 人に上りました。特に八木三丁目では、巨石を含んだ土石流が 3 度にわたり発生したとの報告もあるなど、JR 可部線付近まで家屋の損壊が及び、人的にも物的にも最大の被害を記録しました。

また、地域の農業用水路である八木用水が大量の土砂により閉塞したため、流れ込む雨水が流下できなくなり、用水沿いの広い地域で浸水被害が生じました。



写真 5-1 緑井八丁目～八木三丁目付近

阿武山では多くの谷筋で土石流が発生し、ふもとの住宅地に被害を及ぼしました。



写真 5-2 八木三丁目県営緑丘住宅付近

3 度にわたる土石流により最も大きく、かつ広範囲な被害が発生しました。



写真 5-3 緑井八丁目

急勾配の道路を水流が 2m 近くえぐりました。



写真 5-4 八木用水と市道安佐南 1 区 125 号線(緑井七丁目付近)

土石流で運ばれた土砂が八木用水に堆積し、周辺の住宅が浸水被害を受けました。

イ 地区の課題

(7) 土石流等からの安全確保

今回の豪雨により、急峻な阿武山等に数多く存在する溪流の多くで土石流が発生しており、地域の安全確保のため緊急な対策が必要です。

(イ) 避難路の確保

地区内には幹線道路はなく、生活道路はいずれも急勾配で幅も狭く、車の離合が困難な状況です。土砂災害から逃れるため、斜面に対し横方向にいち早く退避でき、大型車両の進入も可能な幹線道路の整備や、生活道路への離合場所の確保などが必要です。

(ウ) 雨水排水の処理

地区内の普通河川の多くは流路断面が小さく、また全てが八木用水を流末としているなど課題が多いため、豪雨時に山側から流下する水の処理について検討が必要です。

(エ) その他

地元集会所が 3 か所被災し、緊急避難や今後の地域コミュニティ活動に支障が生じています。

ウ 復興まちづくりの方向性 (p. 17「復興まちづくり概要図」参照)

土砂災害対策については、土石流から市街地を守る砂防堰堤整備を国事業として緊急に実施することで、早期に地域の基本的な安全性を確保します。

また本市の事業として、広域避難路となる都市計画道路（長束八木線及び川の内線）と豪雨時の水を処理する雨水渠を同時に整備することで、安全性をさらに向上させます。

その他にも、生活道路や水道管の整備、地元集会所の復旧支援などに取り組むことで、公共交通機関や生活利便施設への良好なアクセスを活かした、活力のあるまちづくりを進めます。

(7) 集中復興期間に取り組む施設整備等

a 土砂災害対策

- 砂防堰堤整備 [国]: 29 溪流 (国に早期事業着手を要望している 7 溪流を含む。)

b 避難路の整備

- 広域避難路 [長束八木線] 整備: 延長 1,500m、幅員 16m
 - ※ 緑井八丁目の市道安佐南 1 区 136 号線 (幅員 6m 程度に拡幅予定) から八木四丁目の市道安佐南 1 区 79 号線 (幅員 6m 程度) までの間をネットワークさせます。
- 広域避難路 [川の内線] 整備: 延長 250m、幅員 16~22m
 - ※ JR 可部線北側から市道安佐南 1 区 126 号線までの側道部分などを整備します。
- 市道新設 (八木三丁目): 延長 250m、幅員 7m 程度
- 市道 [安佐南 1 区 126 号線] 拡幅: 延長 50m、幅員 4m 程度
- 市道 [安佐南 1 区 134、136 号線] 拡幅: 延長 450m、幅員 6m 程度
- 市道 [安佐南 1 区 157 号線] 拡幅: 延長 100m、幅員 6m 程度

c 雨水排水施設等の整備

- 雨水排水施設整備
 - ※ 砂防施設より下流部分を整備します。
- 雨水渠整備：延長 1,850m
 - ※ 豪雨時に山側から流下する水を、古川を通じて安全に流下させます。具体の計画は、古川への放流可能量などを踏まえ、普通河川との流量分担などを検討して定めます。
- 普通河川〔上山川など〕局部改良
 - ※ 上山川をはじめとする地区内の普通河川について、河川毎に詳細な調査を行い、流下能力が不足している箇所などを改良します。

d その他

- 水道管整備：延長 1,500m
 - ※ 災害時等に長時間の断水が生じることなく、安定的に給水できるよう、耐震性の高い水道管を長束八木線に整備します。
- 配水池整備：1か所
 - ※ 災害時等においても安定的に給水できるよう、老朽化した既設配水池を更新します。
- 地元集会所復旧支援

(イ) 継続復興期間に取り組む施設整備等

a 避難路の整備

- 広域避難路〔長束八木線〕整備：延長 1,300m、幅員 16m
 - ※ 緑井七丁目、緑井八丁目の一部及び八木四丁目の区間について延伸整備し、地域の主要な幹線道路である市道安佐南 1 区 156 号線から国道 54 号までの間をネットワークさせます。
- 広域避難路〔川の内線〕整備：延長 400m、幅員 16～22m
 - ※ JR 可部線を上越する高架部、長束八木線との接続部などを整備します。

b その他

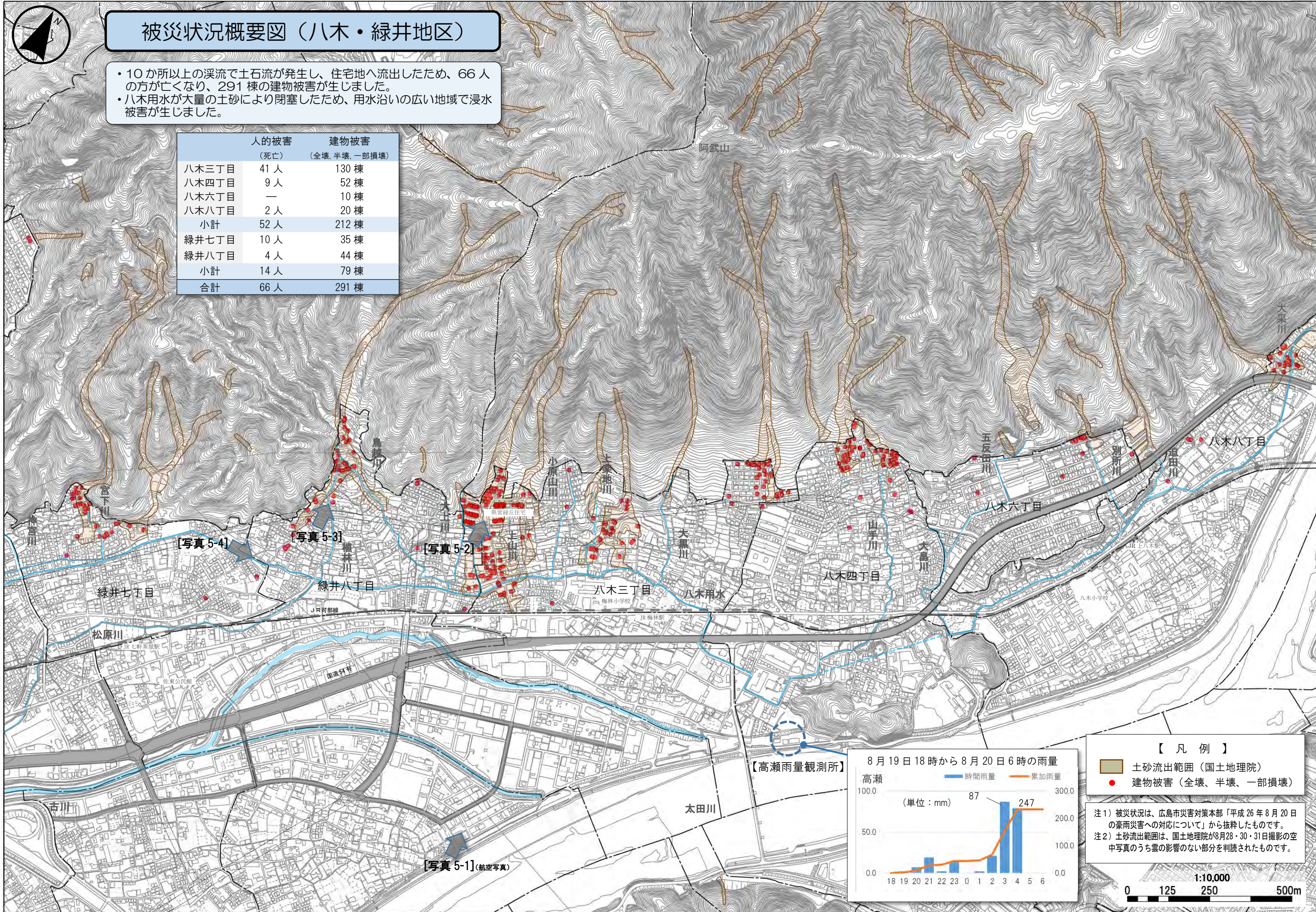
- 水道管整備：延長 1,300m
 - ※ 災害時等に長時間の断水が生じることなく、安定的に給水できるよう、耐震性の高い水道管を長束八木線に整備します。



被災状況概要図（八木・緑井地区）

- 10 か所以上の溪流で土石流が発生し、住宅地へ流出したため、66 人の方が亡くなり、291 棟の建物被害が生じました。
- 八木用水が大量の土砂により閉塞したため、用水沿いの広い地域で浸水被害が生じました。

	人的被害 (死亡)	建物被害 (全壊、半壊、一部損壊)
八木三丁目	41 人	130 棟
八木四丁目	9 人	52 棟
八木六丁目	—	10 棟
八木八丁目	2 人	20 棟
小計	52 人	212 棟
緑井七丁目	10 人	35 棟
緑井八丁目	4 人	44 棟
小計	14 人	79 棟
合計	66 人	291 棟



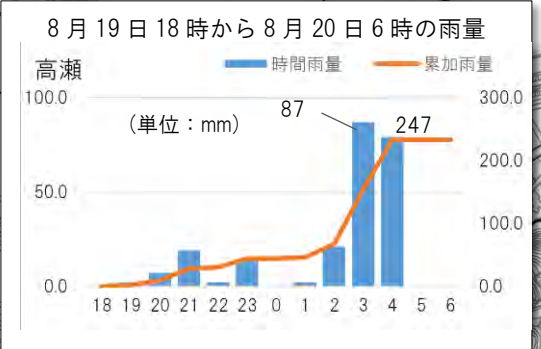
【写真 5-4】

【写真 5-3】

【写真 5-2】

【写真 5-1】(航空写真)

【高瀬雨量観測所】



【凡例】

- 土石流出範囲 (国土地理院)
- 建物被害 (全壊、半壊、一部損壊)

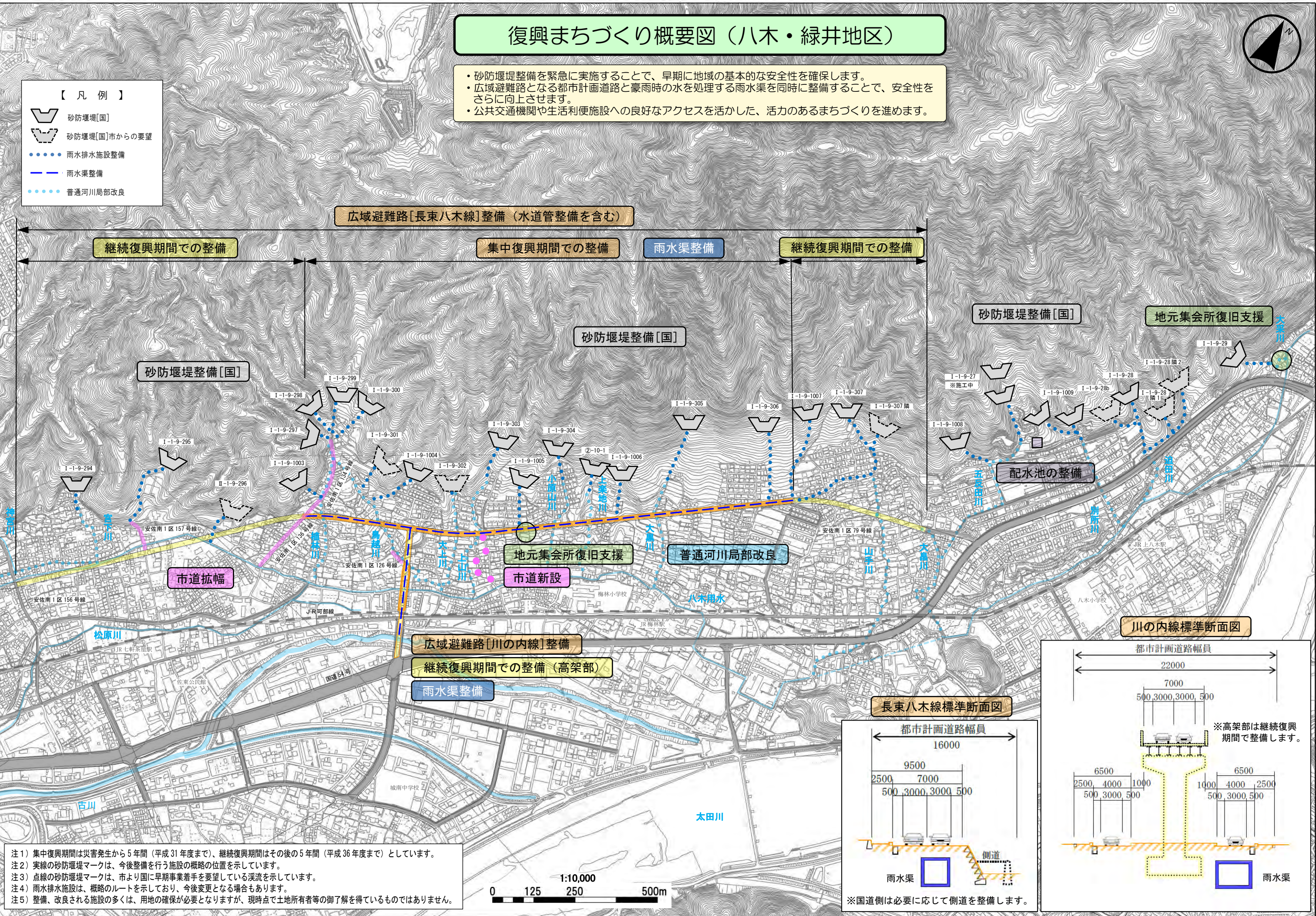
注1) 被災状況は、広島市災害対策本部「平成26年8月20日の豪雨災害への対応について」から抜粋したものです。
 注2) 土石流出範囲は、国土地理院が8月28・30・31日撮影の空中写真のうち雲の影響のない部分を判読されたものです。

復興まちづくり概要図（八木・緑井地区）

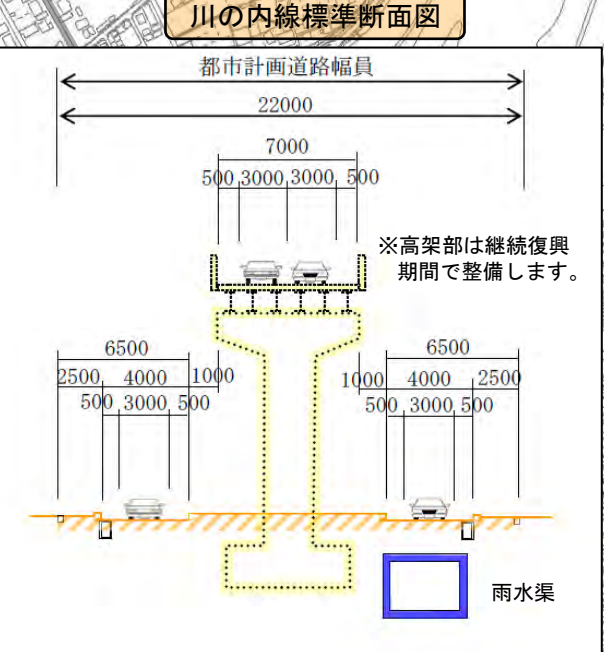
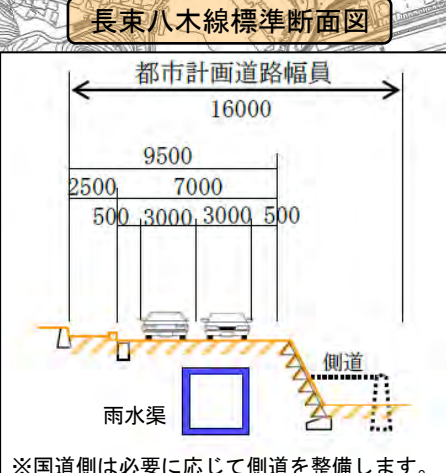
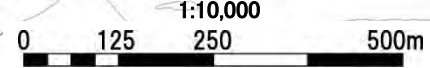
- ・砂防堰堤整備を緊急に実施することで、早期に地域の基本的な安全性を確保します。
- ・広域避難路となる都市計画道路と豪雨時の水を処理する雨水渠を同時に整備することで、安全性をさらに向上させます。
- ・公共交通機関や生活利便施設への良好なアクセスを活かした、活力のあるまちづくりを進めます。

【凡例】

- 砂防堰堤[国]
- 砂防堰堤[国]市からの要望
- 雨水排水施設整備
- 雨水渠整備
- 普通河川局部改良



注1) 集中復興期間は災害発生から5年間（平成31年度まで）、継続復興期間はその後の5年間（平成36年度まで）としています。
 注2) 実線の砂防堰堤マークは、今後整備を行う施設の概略の位置を示しています。
 注3) 点線の砂防堰堤マークは、市より国に早期事業着手を要望している渓流を示しています。
 注4) 雨水排水施設は、概略のルートを示しており、今後変更となる場合もあります。
 注5) 整備、改良される施設の多くは、用地の確保が必要となりますが、現時点で土地所有者等の御了解を得ているものではありません。



(2) 安佐南区山本地区

ア 被災状況 (p. 20「被災状況概要図」参照)

武田山南山麓に位置する山本地区は、高度経済成長期の昭和 40 年代からの団地開発等により宅地化が進み、近年では、デルタ市街地に隣接する立地特性から、大規模団地（東亜祇園ニュータウン春日野）の開発などによるベッドタウン化が進んでいます。

この地区内では、8 月 20 日未明からの豪雨により、山本町方置山に設置された祇園山本観測局（県）のデータによると 2 時から 3 時までの 1 時間で最大時間雨量 55 mm を記録し、その前後の 3 時間累積雨量は 109 mm、24 時間累積雨量は 175 mm に達しました。

この豪雨で山本八丁目において急傾斜地崩壊が発生し、2 人の人的被害が生じました。



写真 5-5 山本八丁目付近
住宅地背後の急傾斜地が崩壊し、家屋の 1 階で寝ていた幼い二人の命を奪う被害が生じました。

イ 地区の課題

(7) 土石流等からの安全確保

山本八丁目の市街地に沿った急傾斜地で崩壊が発生し、また山本六丁目の祇園団地付近で土石流が発生しており、地域の安全確保のため緊急な対策が必要です。

(4) 避難路の確保

危険溪流のある山本六丁目の市道は車の離合が困難な区間が一部あります。緊急車両の進入路ともなる避難路の確保が必要です。

ウ 復興まちづくりの方向性 (p. 21「復興まちづくり概要図」参照)

土砂災害対策については、急傾斜地崩壊対策を県事業として、また砂防堰堤整備を国事業として、いずれも緊急に実施することにより、早期に地域の基本的な安全性を確保します。

また本市の事業として、砂防堰堤整備と併せて避難路となる市道を整備することにより、谷あいの住宅地の安全性を高めます。

(7) 集中復興期間に取り組む施設整備等

a 土砂災害対策

- 急傾斜地崩壊対策 [県] : 1 か所
- 砂防堰堤整備 [国] : 1 溪流

b 避難路の整備

- 市道〔安佐南3区805、340号線〕拡幅：延長350m、幅員6m程度

※ 拡幅により地域の避難路を確保するとともに、己斐地区とのネットワークを強化します。

c 雨水排水施設等の整備

- 雨水排水施設整備

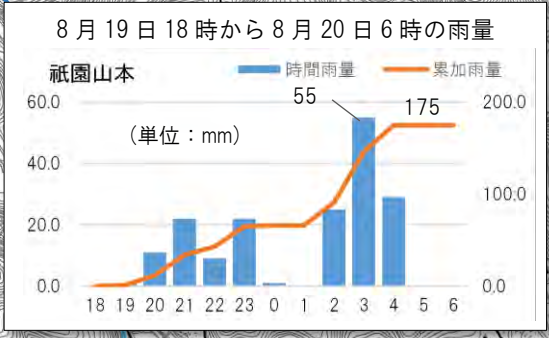
※ 砂防施設より下流部分を整備します。



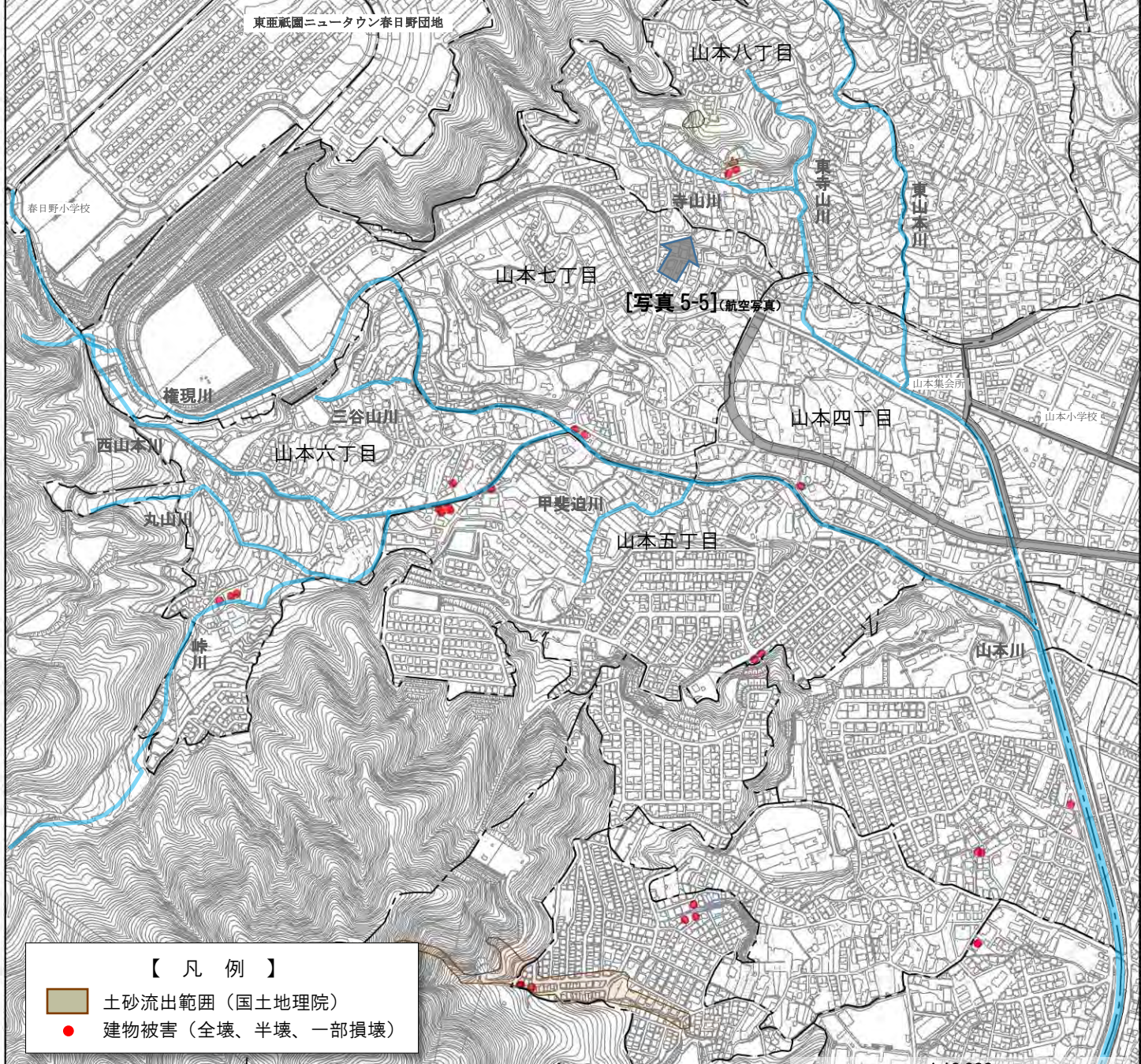
被災状況概要図（山本地区）

【祇園山本雨量観測所】

・山本八丁目の急傾斜地が崩壊し、2人の方が亡くなり、地区内で13棟の建物被害が生まれました。



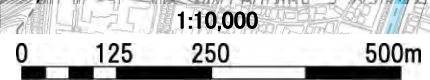
	人的被害 (死亡)	建物被害 (全壊、半壊、一部損壊)
山本四丁目	—	2棟
山本五丁目	—	4棟
山本六丁目	—	3棟
山本七丁目	—	2棟
山本八丁目	2人	2棟
合計	2人	13棟



【凡例】

- 土砂流出範囲（国土地理院）
- 建物被害（全壊、半壊、一部損壊）

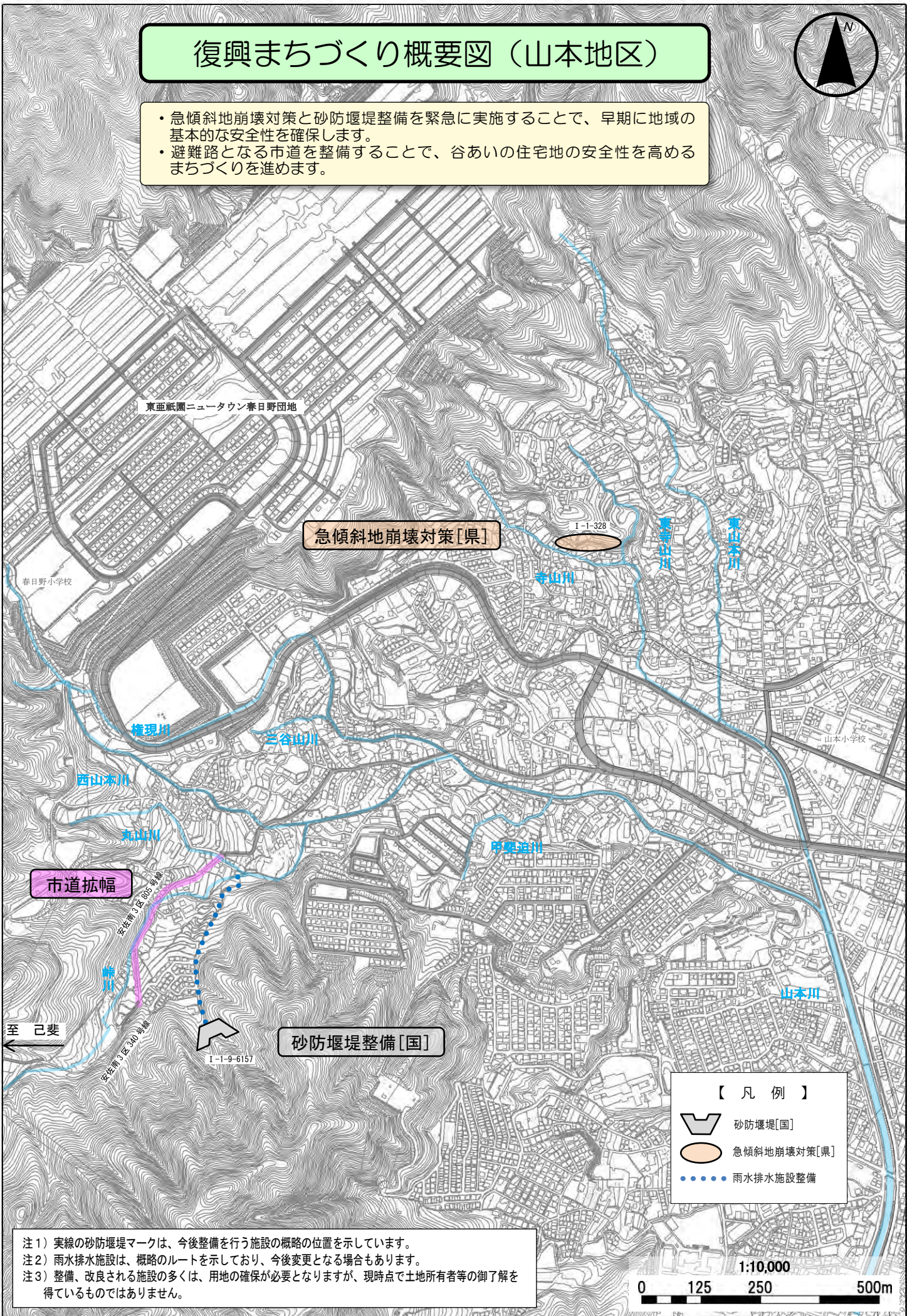
注1) 被災状況は、広島市災害対策本部「平成26年8月20日の豪雨災害への対応について」から抜粋したものです。
 注2) 土砂流出範囲は、国土地理院が8月28・30・31日撮影の空中写真のうち雲の影響のない部分を判読されたものです。



復興まちづくり概要図（山本地区）



- 急傾斜地崩壊対策と砂防堰堤整備を緊急に実施することで、早期に地域の基本的な安全性を確保します。
- 避難路となる市道を整備することで、谷あいの住宅地の安全性を高めるまちづくりを進めます。



【凡例】

	砂防堰堤[国]
	急傾斜地崩壊対策[県]
	雨水排水施設整備

注1) 実線の砂防堰堤マークは、今後整備を行う施設の概略の位置を示しています。
 注2) 雨水排水施設は、概略のルートを示しており、今後変更となる場合があります。
 注3) 整備、改良される施設の多くは、用地の確保が必要となりますが、現時点で土地所有者等の御了解を得ているものではありません。

(3) 安佐北区可部東地区

ア 被災状況 (p. 24「被災状況概要図」参照)

高松山等の山麓や根谷川左岸の平地部に位置する可部東地区は、高度経済成長期の昭和40年代からの団地開発等により宅地化が進み、近年は都市計画道路可部大毛寺線や寺山公園の整備により地区の生活利便性や生活環境が向上しています。

この地区内では、8月20日未明からの豪雨により、可部町上原に設置された上原観測局(県)のデータによると3時から4時までの1時間で最大時間雨量115mmを記録し、その前後の3時間累積雨量は236mm、24時間累積雨量は287mmに達しました。

この豪雨により、地区内の溪流などにおいて土石流等が発生し、死者が可部東二丁目目で1人、可部東六丁目目で3人の人的被害が生じました。また、一級河川根谷川の河岸の一部が崩壊したほか、可部東一丁目付近の砂防河川上原川周辺では床上浸水等の建物被害が生じました。



写真 5-6 可部東六丁目付近

高松山の南斜面で発生した土石流が山麓の住宅地を襲いました。



写真 5-7 可部東二丁目付近

斜面の崩壊により住宅が破壊されました。



写真 5-8 可部三丁目付近

根谷川右岸の河岸及び市道が崩れ市道が通行止めになりました。



写真 5-9 可部東一丁目付近

上原川の溢水により周辺の住宅や施設が浸水被害を受けました。

イ 地区の課題

(7) 土石流等からの安全確保

今回の豪雨により、高松山や新建団地周辺などに存在する溪流の多くで土石流が発生しており、地域の安全確保のため緊急な対策が必要です。

(4) 避難路の確保

地区内の幹線道路はネットワークが不十分であり、広域避難場所である寺山公園へのアクセスや災害時等に多方面からの大型車両の進入を確保するため避難路の整備が必要です。新建団地周辺地域では、可部大毛寺線に接続する生活道路の拡幅や待避所等の整備も必要です。

(ウ) 雨水排水の処理

普通河川の流路断面が小さい区間があるため対策が必要です。また、砂防河川上原川周辺地域では床上浸水等の被害が発生しており、浸水対策が必要です。

ウ 復興まちづくりの方向性 (p. 25「復興まちづくり概要図」参照)

土砂災害対策については、新建団地周辺等で土石流から市街地を守る砂防堰堤等の整備を国、県の事業として緊急に実施することで、早期に地域の基本的な安全性を確保します。

また、本市の事業として、広域避難路となる都市計画道路（可部大毛寺線及び高陽可部線）の延伸整備をすることで、安全性をさらに向上させます。

その他に、生活道路の整備や河川の浸水対策などに取り組むことで、地域拠点である可部、高陽両地区へのアクセスを活かした、住みやすいまちづくりを進めます。

(7) 集中復興期間に取り組む施設整備等

a 土砂災害対策・治山事業

- 砂防堰堤整備 [国]：5 溪流（国に早期事業着手を要望している 1 溪流を含む。）
- 砂防堰堤整備 [県]：2 溪流
- 治山堰堤整備 [国]：2 溪流
- 治山堰堤整備 [県]：5 溪流（県に早期事業着手を要望している 3 溪流を含む。）
- 山腹整備^{*19}：1 か所 [*19:p. 55 参照]
- 寺山公園法面防災対策：2 か所

b 避難路の整備

- 広域避難路 [可部大毛寺線] 整備：延長 500m、幅員 12m
※ 可部東四丁目の寺山公園入口から可部東二丁目の高陽可部線との接続部まで延伸整備します。これにより可部大毛寺線全線が完成します。
- 広域避難路 [高陽可部線] 整備：延長 700m、幅員 16m
※ 可部南二丁目の整備済区間から根谷川を越えて可部東二丁目の可部大毛寺線との接続部まで延伸整備します。
- 市道 [安佐北 3 区 82 号線] 待避所整備、交差点改良
- 市道 [安佐北 3 区 98 号線] 拡幅：延長 200m、幅員 6m 程度
- 市道 [安佐北 3 区 554 号線] 拡幅：延長 100m、幅員 6m 程度
- 市道新設（可部東五丁目）：延長 650m、幅員 5m 程度
- 東原橋拡幅架替、吉田橋架替

c 雨水排水施設等の整備

- 雨水排水施設整備 ※ 砂防施設又は治山施設より下流部分を整備します。
- 一級河川根谷川改修 [国]
- 砂防河川上原川周辺地域浸水対策
- 普通河川 [台川など] 局部改良 ※ 流下能力が不足している箇所などを改良します。

d その他

- 水道管整備：延長 1,200m
※ 災害時等に長時間の断水が生じることなく、安定的に給水できるよう、耐震性の高い水道管を可部大毛寺線及び高陽可部線に整備します。

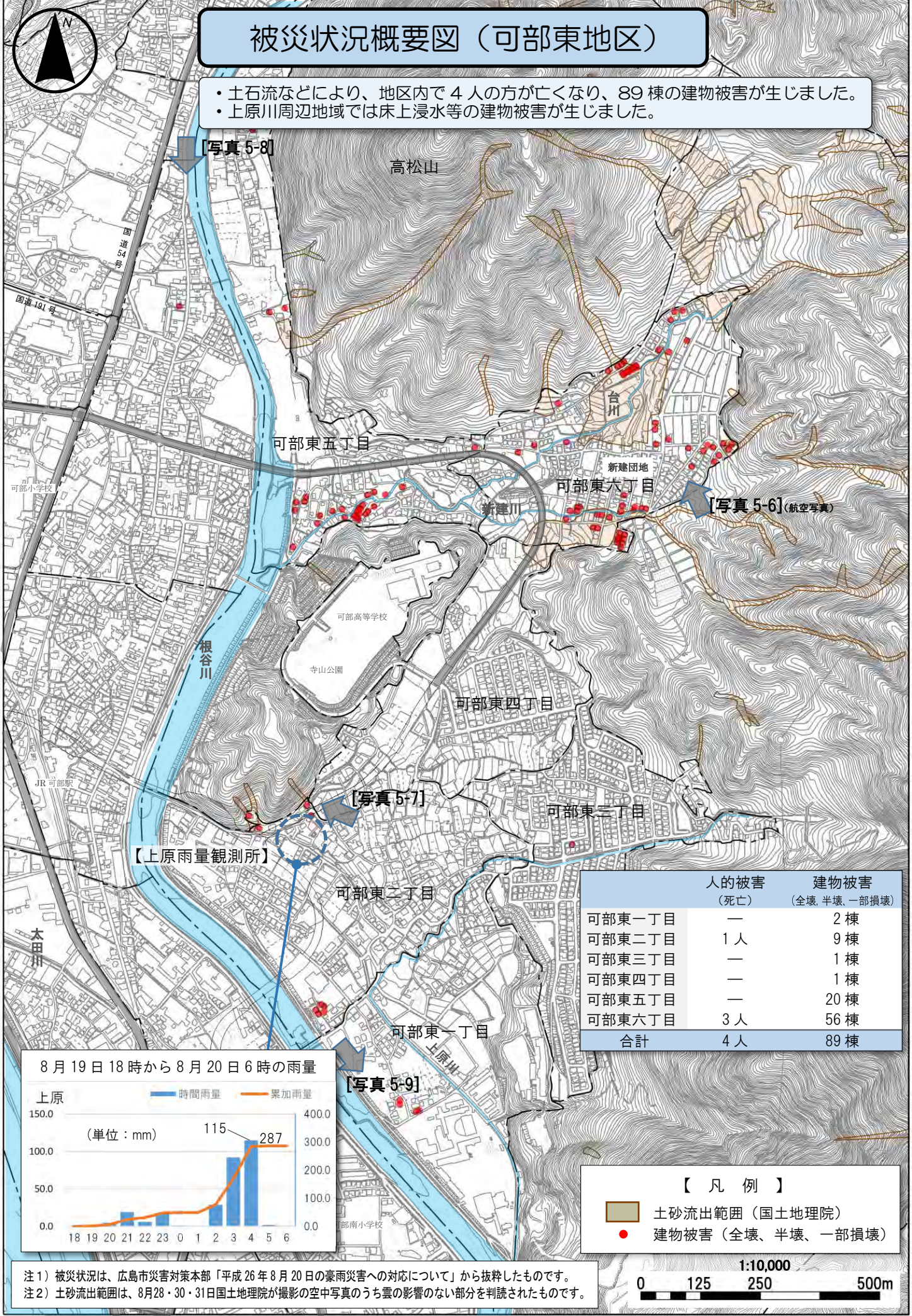
(4) 継続復興期間に取り組む施設整備等

a 雨水排水施設等の整備

- 一級河川根谷川改修 [国]（集中復興期間からの継続）

被災状況概要図（可部東地区）

- ・土石流などにより、地区内で4人の方が亡くなり、89棟の建物被害が生じました。
- ・上原川周辺地域では床上浸水等の建物被害が生じました。



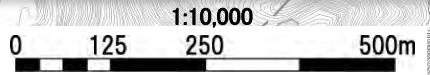
	人的被害 (死亡)	建物被害 (全壊、半壊、一部損壊)
可部東一丁目	—	2棟
可部東二丁目	1人	9棟
可部東三丁目	—	1棟
可部東四丁目	—	1棟
可部東五丁目	—	20棟
可部東六丁目	3人	56棟
合計	4人	89棟



【凡例】

- 土石流出範囲（国土地理院）
- 建物被害（全壊、半壊、一部損壊）

注1) 被災状況は、広島市災害対策本部「平成26年8月20日の豪雨災害への対応について」から抜粋したものです。
 注2) 土石流出範囲は、8月28・30・31日国土地理院が撮影の空中写真のうち雲の影響のない部分を判読されたものです。



復興まちづくり概要図（可部東地区）



東原橋拡幅架替

市道新設

吉田橋架替

根谷川改修[国]

高松山

治山堰堤整備[国]

市道拡幅

砂防堰堤整備[国]

砂防堰堤整備[県]

待避所整備、交差点改良

新建川局部改良

台川局部改良

市道拡幅

砂防堰堤整備[国]

治山堰堤整備[県]

寺山公園法面防災対策

山腹整備

広域避難路[可部大毛寺線]整備
(水道管整備を含む)

集中復興期間での整備

広域避難路[高陽可部線]整備
(水道管整備を含む)

集中復興期間での整備

上原川周辺地域浸水対策

- ・砂防堰堤等の整備を緊急に実施することで、早期に地域の基本的な安全性を確保します。
- ・広域避難路となる都市計画道路の延伸整備をすることで、安全性をさらに向上させます。
- ・地域拠点である可部、高陽両地区へのアクセスを活かした、住みやすいまちづくりを進めます。

砂防堰堤整備[国]

I-1-9-598
※施工中

【凡例】

	砂防堰堤[国]
	砂防堰堤[国]市からの要望
	砂防堰堤[県]
	砂防堰堤[県]市からの要望
	治山堰堤[国]
	治山堰堤[県]
	治山堰堤[県]市からの要望
	山腹整備
	雨水排水施設整備
	普通河川局部改良

- 注1) 集中復興期間は災害発生から5年間(平成31年度まで)としています。
- 注2) 実線の砂防堰堤、治山堰堤マークは、今後整備を行う施設の概略の位置を示しています。
- 注3) 点線の砂防堰堤、治山堰堤マークは、市より国、県に早期事業着手を要望している漂流を示しています。
- 注4) 雨水排水施設は、概略のルートを示しており、今後変更となる場合もあります。
- 注5) 整備、改良される施設の多くは、用地の確保が必要となりますが、現時点で土地所有者等の御了解を得ているものではありません。

※概ねの浸水想定区域を示します。



(4) 安佐北区三入南・桐原地区

ア 被災状況 (p.28「被災状況概要図」参照)

高松山北部山麓に位置する三入南地区、桐原川や山田川流域に位置する桐原地区は、自然豊かな地域ですが、平成3年に地区内の丘陵部に大規模団地（桐陽台）が開発されたことにより、ベッドタウンとしての機能も有しています。

この地区内では、8月20日未明からの豪雨により、可部町桐原に設置された三入東観測局(県)のデータによると3時から4時までの1時間で最大時間雨量121mmを記録し、その前後の3時間累積雨量は235mm、24時間累積雨量は284mmに達しました。

この豪雨で地区内の溪流などにおいて土石流等が発生し、死者2人の人的被害が生じました。また、道路への土砂の崩落により交通が分断され、梢台団地を含む地域が一時的に孤立しました。



写真 5-10 三入南一丁目付近

住宅裏の谷筋で土石流が発生し、住宅が全壊するなどの被害を引き起こしました。



写真 5-11 三入南二丁目付近

住宅地背後の急傾斜地が崩壊し住宅の全壊や農地への土砂流入などの被害が生じました。



写真 5-12 可部町桐原地区山田集会所

土石流を受けた山田集会所は全壊となりました。



写真 5-13 可部町桐原地区梢台団地周辺

住宅地背後の急傾斜地が崩壊し住宅が全壊又は一部損壊するなどの被害を引き起こしました。

イ 地区の課題

(7) 土石流等からの安全確保

今回の豪雨により、高松山等に存在する溪流の多くで土石流が発生するとともに、一部で急傾斜地崩壊も発生しており、地域の安全確保のため緊急な対策が必要です。

(イ) 避難路の確保

土砂災害時等に孤立する地域が生じないように、市道の整備や防災対策などにより避難路を確保することが必要です。

(ウ) その他

地元集会所が被災し、緊急避難や今後の地域コミュニティ活動に支障が生じています。

ウ 復興まちづくりの方向性 (p. 29「復興まちづくり概要図」参照)

土砂災害対策については、砂防堰堤等の整備と急傾斜地崩壊対策を国、県の事業として、いずれも緊急に実施することにより、早期に地域の基本的な安全性を確保します。

また本市の事業として、地域の幹線道路（桐原幹線）の延伸や生活道路の拡幅、待避所の整備を実施することで、二系統の避難路を確保します。

その他にも、地元集会所の復旧支援や市道の防災対策に取り組み、歴史ある川沿いの集落と避難施設も充実した大規模団地との連携・交流を促進するまちづくりを進めます。

(ア) 集中復興期間に取り組む施設整備等

a 土砂災害対策・治山事業

- 砂防堰堤整備[県]:6 溪流(県に早期事業着手を要望している 3 溪流を含む。)
- 急傾斜地崩壊対策 [県]: 4 箇所
- 治山堰堤整備 [国]: 2 溪流
- 治山堰堤整備[県]:11 溪流(県に早期事業着手を要望している 8 溪流を含む。)
- 山腹整備 [国]: 2 箇所
- 山腹整備 [県]: 2 箇所

b 避難路の整備

- 市道 [安佐北 3 区 940 号線 (桐原幹線)] 延伸: 延長 400m、幅員 9m 程度
※ バス路線でもある地域の幹線道路を延伸します。
- 市道 [安佐北 3 区 309 号線] 防災対策
※ 道路の上法(自然樹林)の崩壊に備えて道路を守る対策を実施します。

c 雨水排水施設等の整備

- 雨水排水施設整備 ※ 砂防施設又は治山施設より下流部分を整備します。

d その他

- 水道管整備: 延長 400m
※ 災害時等に長時間の断水が生じることなく、安定的に給水できるよう、耐震性の高い水道管を安佐北 3 区 940 号線(桐原幹線)に整備します。
- 地元集会所復旧支援

(イ) 継続復興期間に取り組む施設整備等

a 避難路の整備

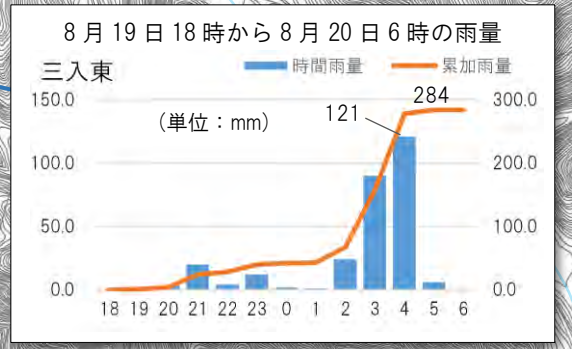
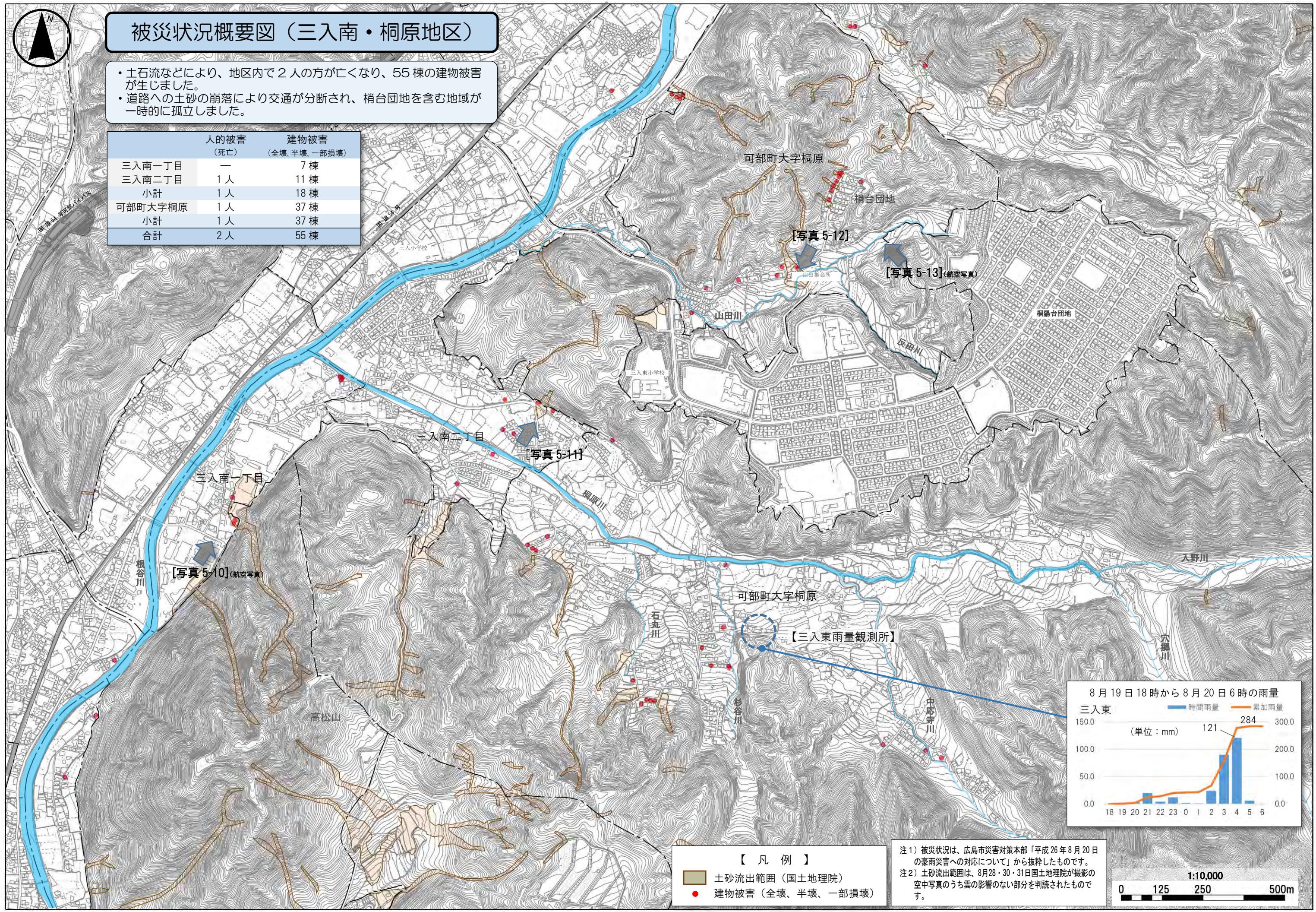
- 市道 [安佐北 3 区 263、268 号線] 拡幅: 延長 1,000m、幅員 6m 程度
※ 生活交通であるバスなどの円滑な通行を確保します。
- 市道 [安佐北 3 区 264、269 号線] 待避所整備



被災状況概要図（三入南・桐原地区）

- 土石流などにより、地区内で2人の方が亡くなり、55棟の建物被害が生じました。
- 道路への土砂の崩落により交通が分断され、梢台団地を含む地域が一時的に孤立しました。

	人的被害 (死亡)	建物被害 (全壊、半壊、一部損壊)
三入南一丁目	—	7棟
三入南二丁目	1人	11棟
小計	1人	18棟
可部町大字桐原	1人	37棟
小計	1人	37棟
合計	2人	55棟



- 【凡例】
- 土砂流出範囲（国土地理院）
 - 建物被害（全壊、半壊、一部損壊）

注1) 被災状況は、広島市災害対策本部「平成26年8月20日の豪雨災害への対応について」から抜粋したものです。
 注2) 土砂流出範囲は、8月28・30・31日国土地理院が撮影の空中写真のうち雲の影響のない部分を判読されたものです。

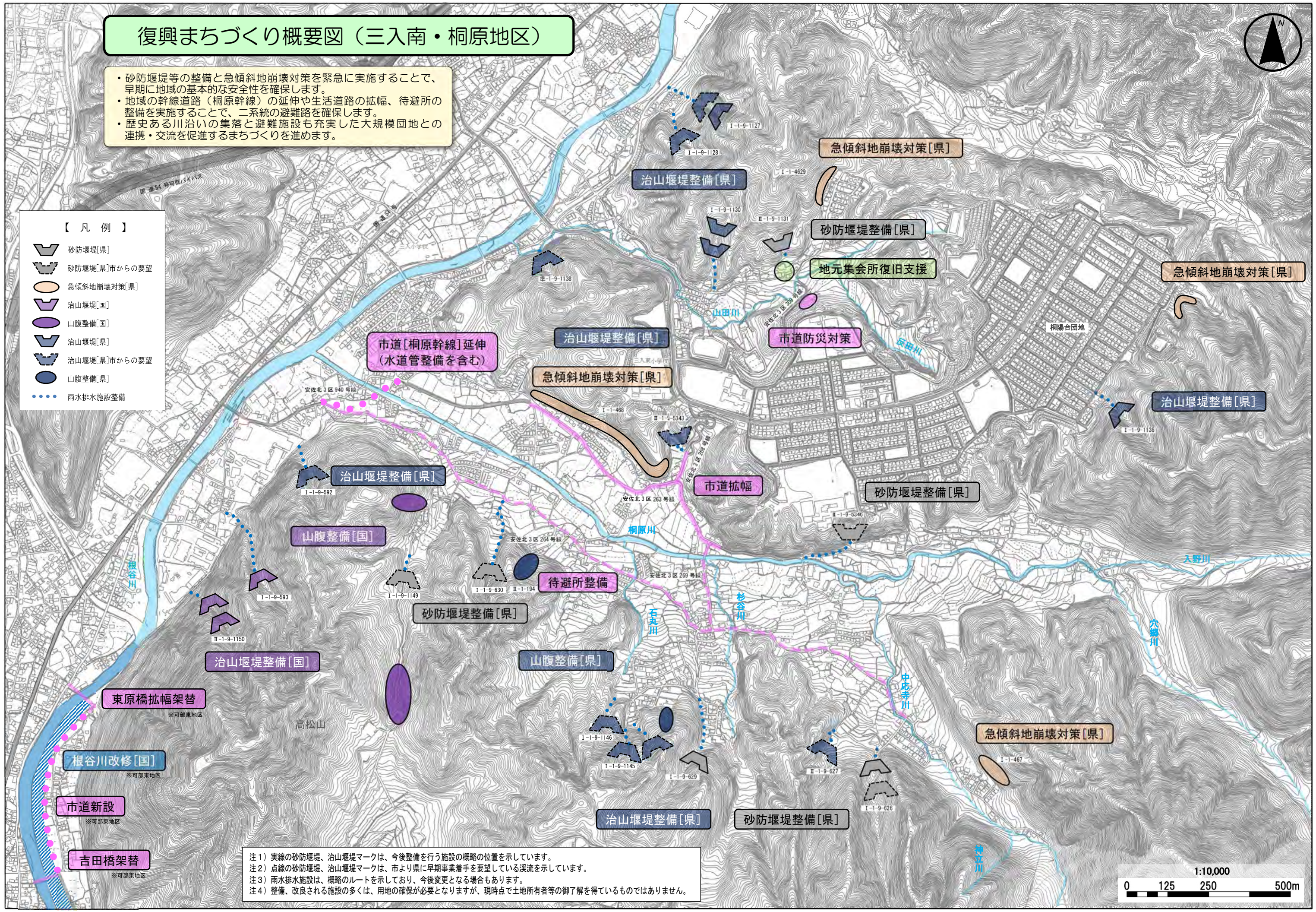


復興まちづくり概要図（三入南・桐原地区）

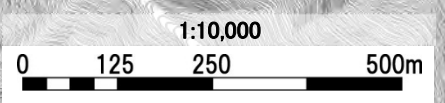


- ・砂防堰堤等の整備と急傾斜地崩壊対策を緊急に実施することで、早期に地域の基本的な安全性を確保します。
- ・地域の幹線道路（桐原幹線）の延伸や生活道路の拡幅、待避所の整備を実施することで、二系統の避難路を確保します。
- ・歴史ある川沿いの集落と避難施設も充実した大規模団地との連携・交流を促進するまちづくりを進めます。

- 【凡例】
- 砂防堰堤[県]
 - 砂防堰堤[県]市からの要望
 - 急傾斜地崩壊対策[県]
 - 治山堰堤[国]
 - 山腹整備[国]
 - 治山堰堤[県]
 - 治山堰堤[県]市からの要望
 - 山腹整備[県]
 - 雨水排水施設整備



注1) 実線の砂防堰堤、治山堰堤マークは、今後整備を行う施設の概略の位置を示しています。
 注2) 点線の砂防堰堤、治山堰堤マークは、市より県に早期事業着手を要望している溪流を示しています。
 注3) 雨水排水施設は、概略のルートを示しており、今後変更となる場合もあります。
 注4) 整備、改良される施設の多くは、用地の確保が必要となりますが、現時点で土地所有者等の御了解を得ているものではありません。



(5) 安佐北区大林地区

ア 被災状況 (p.32「被災状況概要図」参照)

根谷川中流域に位置する大林地区は、高谷川などの支川沿いに田園風景が広がる、自然豊かな地域です。

この地区内では、8月20日未明からの豪雨により、可部町大林に設置された大林観測局(国)のデータによると3時から4時までの1時間で最大時間雨量96mmを記録し、その前後の3時間累積雨量は203mm、24時間累積雨量は249mmに達しました。

この豪雨で地区内の溪流などにおいて土石流等が発生し、幸い死者はなかったものの建物被害は多数発生しました。

また、高谷川など地区内の普通河川では、護岸が崩壊するなどの被害が生じたほか、市道(安佐北3区368号線)が斜面崩壊等により一時不通となったことから、生活交通である桧山線(バス)が20日間運休となりました。



写真 5-14 大林町代田地区根谷川周辺
高山の谷筋での土石流が住宅や農地に被害を発生させました。



写真 5-15 大林町代田地区の被災家屋
住宅横の谷筋からの土石流により住宅が破壊されました。



写真 5-16 大林町高谷川周辺
高谷川の最下流部では土砂流出により付近の宅地や農地に被害が発生しました。



写真 5-17 大林町高谷川の被災護岸
高谷川の増水により石積みの護岸が崩壊しました。

イ 地区の課題

(7) 土石流等からの安全確保

今回の豪雨により、大林町代田地区などに存在する溪流の多くで土石流が発生しており、地域の安全確保のため緊急な対策が必要です。

(イ) 避難路の確保

地区の避難場所である大林小学校へのアクセス性を高めるとともに、土砂災害時等に孤立する地域が生じないように、バイパスの整備などにより避難路を確保することが必要です。

(ウ) 雨水排水の処理

地区内の普通河川のうち特に流域面積が大きい高谷川については、災害の再発を防止するための改良が必要です。

ウ 復興まちづくりの方向性 (p. 33「復興まちづくり概要図」参照)

土砂災害対策については、砂防堰堤等の整備を国、県の事業として緊急に実施することにより、早期に地域の基本的な安全性を確保します。

また本市の事業として、地域の幹線道路（川東線）を延伸することにより、地域の避難場所である大林小学校への避難路を確保します。

その他にも、生活道路の待避所の整備や農道の延伸、普通河川の改良に取り組むことで、ゆとりある田園地域を保全するまちづくりを進めます。

また、地域間を連絡する市道の改良を行い、生活交通の確保に努めます。

(7) 集中復興期間に取り組む施設整備等

a 土砂災害対策・治山事業

- 砂防堰堤整備 [国]: 2 溪流 (国に早期事業着手を要望している溪流)
- 砂防堰堤整備 [県]: 4 溪流 (県に早期事業着手を要望している 3 溪流を含む。)
- 治山堰堤整備 [県]: 11 溪流 (県に早期事業着手を要望している 8 溪流を含む。)
- 山腹整備 [県]: 1 か所

b 避難路の整備

- 市道 [安佐北 3 区 888 号線 (川東線)] 延伸: 延長 300m、幅員 9m 程度
- 市道 [安佐北 3 区 352 号線] 待避所整備
- 市道 [安佐北 3 区 368 号線] 待避所整備、局部改良
 - ※ 生活交通であるバスなどの円滑な通行を確保するための改良を実施します。
- 可部バイパスへのアクセス改善 (林道改良)

c 雨水排水施設等の整備

- 雨水排水施設整備 ※ 砂防施設又は治山施設より下流部分を整備します。
- 普通河川高谷川改良復旧: 延長 1,250m
- 普通河川 [高谷川など] 局部改良 ※ 流下能力が不足している箇所などを改良します。
- 普通河川 [大薄川など] 機能整備
 - ※ 洪水の流下機能を向上させるため、河道掘削等を行います。

(イ) 継続復興期間に取り組む施設整備等

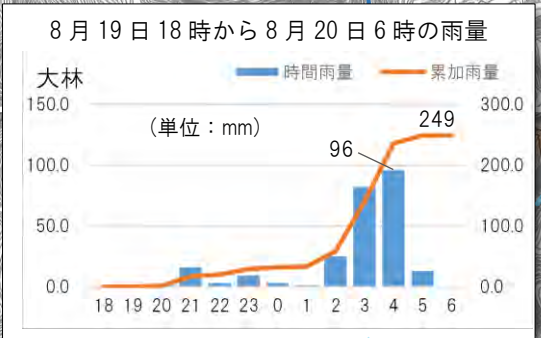
a 避難路の整備

- 農道 [高谷 5 号] 延伸: 延長 900m、幅員 4m 程度
 - ※ 田園の保全に寄与するだけでなく、国道 54 号方面に唯一ネットワークしている市道のバイパスとしても機能します。

被災状況概要図（大林地区）



【大林雨量観測所】



- ・土石流などにより、地区内で 34 棟の建物被害が生じました。
- ・高谷川などでは護岸が崩壊するなどの被害が生じたほか、市道が斜面崩壊等により一時不通となり、松山線（バス）が20日間運休となりました。



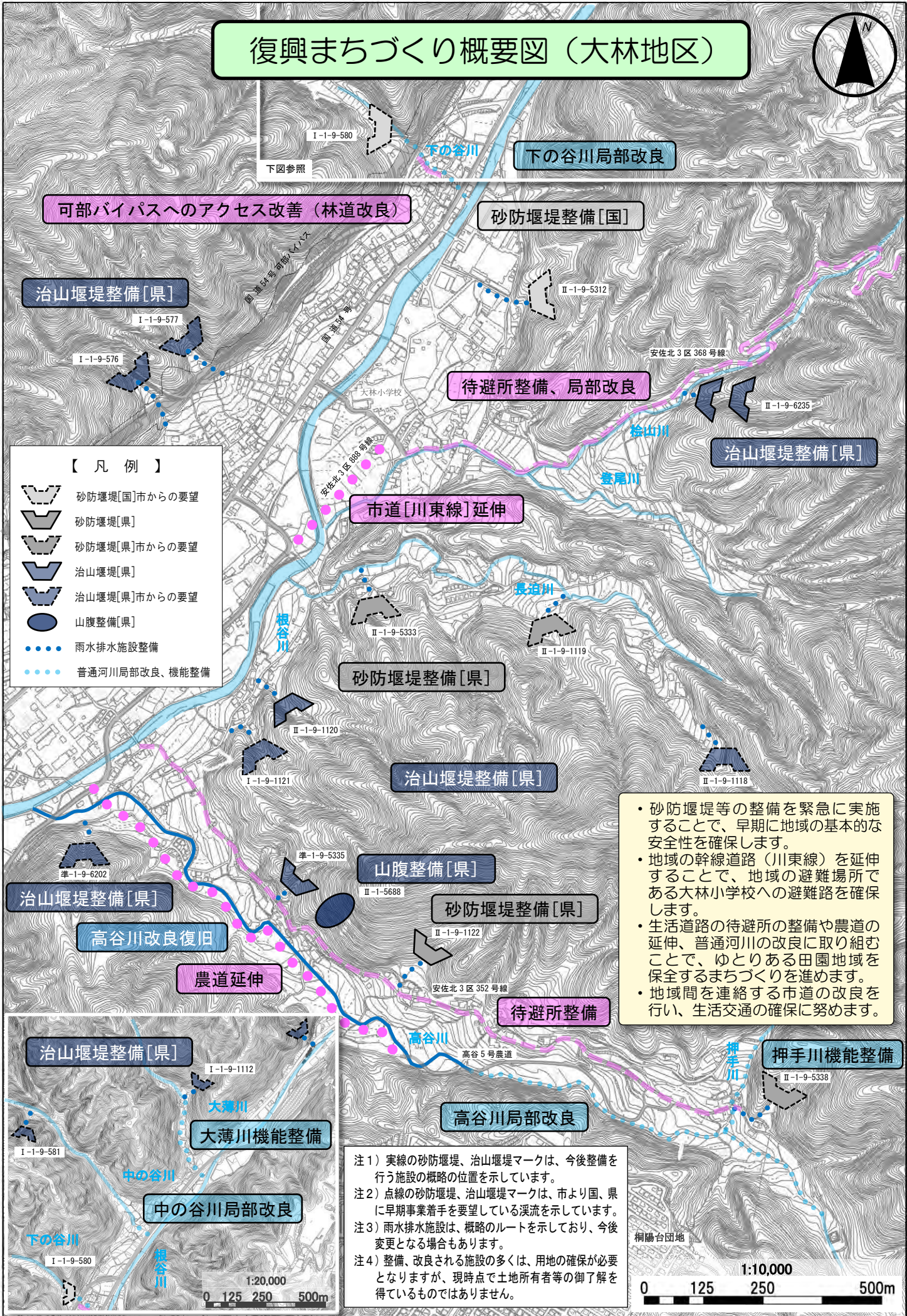
	人的被害 (死亡)	建物被害 (全壊、半壊、一部損壊)
大林一丁目	—	2 棟
大林三丁目	—	7 棟
大林四丁目	—	4 棟
大林町	—	21 棟
合計	—	34 棟

- 【 凡 例 】
- 土石流出範囲（国土地理院）
 - 建物被害（全壊、半壊、一部損壊）



注1) 被災状況は、広島市災害対策本部「平成26年8月20日の豪雨災害への対応について」から抜粋したものです。
 注2) 土石流出範囲は、国土地理院が8月28・30・31日撮影の空中写真のうち雲の影響のない部分を判読されたものです。

復興まちづくり概要図（大林地区）



可部バイパスへのアクセス改善（林道改良）

砂防堰堤整備[国]

治山堰堤整備[県]

待避所整備、局部改良

治山堰堤整備[県]

- 【凡例】
- 砂防堰堤[国]市からの要望
 - 砂防堰堤[県]
 - 砂防堰堤[県]市からの要望
 - 治山堰堤[県]
 - 治山堰堤[県]市からの要望
 - 山腹整備[県]
 - 雨水排水施設整備
 - 普通河川局部改良、機能整備

市道[川東線]延伸

砂防堰堤整備[県]

治山堰堤整備[県]

山腹整備[県]

砂防堰堤整備[県]

- ・砂防堰堤等の整備を緊急に実施することで、早期に地域の基本的な安全性を確保します。
- ・地域の幹線道路（川東線）を延伸することで、地域の避難場所である大林小学校への避難路を確保します。
- ・生活道路の待避所の整備や農道の延伸、普通河川の改良に取り組むことで、ゆとりある田園地域を保全するまちづくりを進めます。
- ・地域間を連絡する市道の改良を行い、生活交通の確保に努めます。

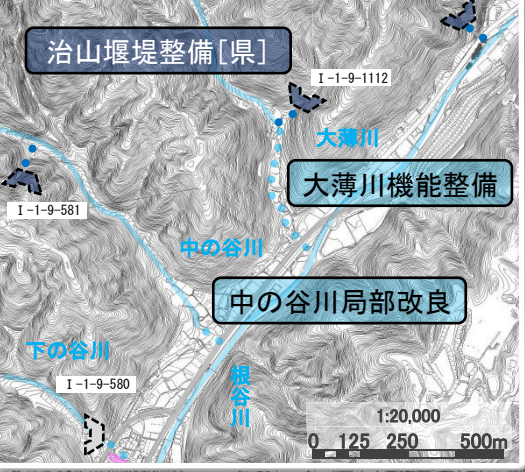
治山堰堤整備[県]

高谷川改良復旧

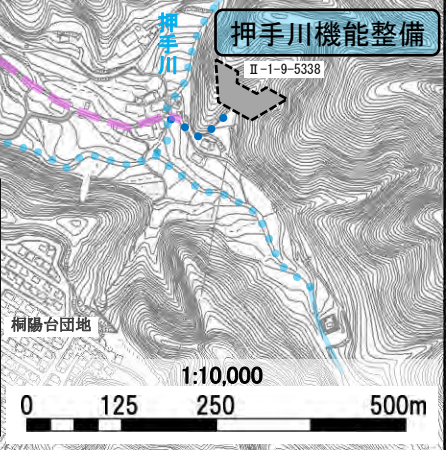
農道延伸

待避所整備

押手川機能整備



- 注1) 実線の砂防堰堤、治山堰堤マークは、今後整備を行う施設の概略の位置を示しています。
- 注2) 点線の砂防堰堤、治山堰堤マークは、市より国、県に早期事業着手を要望している漂流を示しています。
- 注3) 雨水排水施設は、概略のルートを示しており、今後変更となる場合もあります。
- 注4) 整備、改良される施設の多くは、用地の確保が必要となりますが、現時点で土地所有者等の御了解を得ているものではありません。



高谷川局部改良

6 住宅再建等への支援

(1) 住宅被害の概要

この度の集中豪雨では、安佐南区の八木・緑井地区を中心に 179 棟の住宅が全壊し、浸水被害も含む建築物の被害総数は 4,749 棟に及びました。また、これら建物損壊と併せて、広範囲にわたって大量の土砂が宅地内に流入し、被害を拡大させました。

(2) 住宅再建支援の現状

広島市が実施した宅地内土砂の撤去や全壊住宅等の撤去とあわせ、多くのボランティアの協力により、これまでに被害宅地の整理は概ね完了し、一部損壊の住宅を中心に補修工事等が進められています。今後は、全壊もしくは半壊住宅の復旧・再建が大きな課題です。

この度の豪雨災害では、全国の個人・企業等から義援金^{*20}が多く寄せられており、平成 27 年 1 月 30 日時点で本市に寄せられた約 39 億 7 千万円と平成 26 年 10 月末時点での広島県大雨災害義援金からの配分額 12 億 5 千万円を合わせ、その総額は約 52 億 2 千万円に上ります。

こうした義援金により、住家が全壊した世帯には 500 万円、半壊の世帯には 250 万円が配分されることが決定（第 2 次配分）しているほか、被災者生活再建支援法^{*21}に基づき、基礎支援金に加えて、住宅を建設または購入する場合には加算支援金として 200 万円が支給されるなどの再建支援策が講じられています。 [*20:p. 57 参照 *21:p. 56 参照]

(3) 今後の住宅再建への支援

被災住宅の再建にあたっては、義援金や支援金の支給のほか、住宅金融支援機構の災害復興住宅融資^{*22}や広島市災害復興住宅特別貸付^{*23}など、公的機関の低利融資制度を利用することができます。こうした支援制度については、継続的に、被災者の方々への情報提供と利用促進を図っていきます。

なお、この度の豪雨災害で家屋が大きな被害を受けた宅地が特別警戒区域（レッドゾーン）に指定された場合、建築基準法の規定に基づき、現地再建にあたって建物の位置等によっては外壁の一部を土砂の衝撃に耐える構造とするなどの構造制限がかかる場合があります。このため、構造補強を実施する場合に必要な経費の一部を助成するなどの支援策について検討を行っています。

今後とも、被災者の方のご意見をうかがいながらビジョンを取りまとめ、安心して住み続けられる環境を確保し、住み慣れたコミュニティの中での現地再建を基本に、住宅再建支援に取り組みます。 [*22 *23:p. 56 参照]

(4) 住宅再建支援の枠組み

ア 公助・共助による支援

この度の豪雨災害に伴い、住家が被災した世帯（全壊、半壊等のり災証明をお持ちの世帯）の方は、県・市の災害見舞金^{*24}や被災者生活再建支援金（公助）、義援金の配分（共助）などの支援を受けることができます。 [*24 :p. 57 参照]

被災した住宅の所有者が、自らが居住するための新たな住宅の建設・購入を行う場合や

既存住宅の補修を行う場合には、所定の手続きを経て加算される支援金もありますので、詳細は担当窓口までご相談ください。

イ 低利融資

被災した住宅の所有者が、自らが居住するための新たな住宅の建設・購入を行う場合や既存住宅の補修を行う場合には、住宅金融支援機構の災害復興住宅融資を活用することができます。なお、同機構の融資を受けてもなお資金が不足する場合には、広島市災害復興特別貸付の追加融資を受けることも可能です。融資を受けるにあたっては、利用条件等の確認が必要となりますので、担当窓口までご相談ください。

「全壊」のり災証明をお持ちの世帯が住宅の建設・購入を行う場合の支援内容の例です。

公助	県・市の災害見舞金(全壊)	60万円	区役所厚生部生活課 電話：安佐南区 831-4939 安佐北区 819-0575
	被災者生活再建支援金(被災者生活再建支援法) 全壊(基礎支援金)	100万円	
共助	建設・購入(加算支援金)	200万円	区役所被災者支援総合窓口 電話：安佐南区 831-4925 安佐北区 819-3903
	義援金(第1次配分)	10万円	
	義援金(第2次配分) 全壊	500万円	
低利融資	自費解体・撤去加算	100万円	独立行政法人 住宅金融支援機構 電話：0120-086-353
	仮住宅家賃加算	30万円	
	住宅金融支援機構 災害復興住宅融資 新築・購入	1,500万円	
	広島市 災害復興住宅特別貸付 追加融資額	700万円	
			広島市役所住宅政策課 電話：504-2291

図 6-1 支援内容の例と担当窓口（全壊の場合）

「半壊」のり災証明をお持ちの世帯が住宅の補修等を行う場合の支援内容の例です。

公助	県・市の災害見舞金(半壊)	20万円	区役所厚生部生活課 電話：安佐南区 831-4939 安佐北区 819-0575
	応急修理支援(災害救助法)	54.7万円	
共助	義援金(第1次配分)	10万円	区役所被災者支援総合窓口 電話：安佐南区 831-4925 安佐北区 819-3903
	義援金(第2次配分) 半壊	250万円	
	仮住宅家賃加算	30万円	
低利融資	住宅金融支援機構 災害復興住宅融資 補修	660万円	独立行政法人 住宅金融支援機構 電話：0120-086-353
	整地を伴う場合の加算	400万円	
	広島市 災害復興住宅特別貸付 追加融資額	300万円	
			広島市役所住宅政策課 電話：504-2291

図 6-2 支援内容の例と担当窓口（半壊の場合）

(5) 地元施設への支援

今回の被災地では、住宅など個人の資産以外にも、集会所に代表されるような地域住民の多くが利用する施設や地域の歴史の中で育まれ親しまれてきた施設も被害を受けています。こうした施設は、その多くが民間所有であり、一部に公的助成はあるものの改修や修繕に大きな地元負担を要するものがほとんどで、地域だけの力ではその復旧や再建に困難が伴うものがあると考えられます。

本市では、義援金の第3次配分において、こうした施設を復旧、再建しようとする地域の取組に対して支援を行うことを検討しています。支援の対象としては、被災者の方々が地域として一部負担してでも改修や修繕を望んでおり、そのことについてコンセンサスがある、または、気運醸成が可能なもの等を考えており、復興まちづくりビジョンの説明会や区役所による町内会・自治会への聴き取り等を通して、具体的な対象施設の把握を進めています。

今後、平成27年3月末を目標として対象施設や配分方法を決定し、地域に対する支援に取り組みます。

土砂災害から大切な命を守るためには、市民一人ひとりが災害の教訓を忘れることなく、居住地域の危険性を認識し、常に防災や減災に対する意識、知識を高めていくことが必要です。

このため復興まちづくり期間は、砂防堰堤等の施設整備やハザードマップ作成及び避難路選定などの警戒避難体制の整備にとどまることなく、あらゆる世代の住民がどうすれば地域の防災力・減災力を向上できるかを考え、行政との協働により実現していくための期間と位置付けます。

(1) 継続的な地域の防災力向上

本市では、「自分たちの地域は自分たちで守る」との認識のもとに、町内会・自治会またはこれらの連合組織を主体として、地域の安全を確保するための自主防災組織がほぼ全市域で組織され活動しています。こうした地域の活動に多くの住民が参加し、継続的な防災力の向上が可能となるよう必要な支援を行うとともに、地域住民との協働の取組を進めます。

ア 自主防災組織の活動支援

(7) 防災リーダーの養成・支援

地域の自主防災組織が活発な活動を行うためには、行動力のある防災リーダーの存在が不可欠です。このため、地域相互の情報交換を行うリーダー懇談会の開催や、地域での防災知識の普及を目的とした資料の提供とともに、広島市総合防災センターで実施している自主防災組織研修の内容を、この度の豪雨災害の教訓を踏まえて充実させることにより、防災リーダーの養成と活動支援の充実を図ります。



写真 7-1 地域での防災知識の普及を目的とした資料「自主防災活動のすすめ」と「防災べんり帳」の提供を通して、市民の防災知識の普及を図ります。

(イ) 活動体制の充実・強化

災害発生直後の地域の被害を最小限にとどめるためには、日頃から自主防災組織が円滑に活動できるよう、その体制を充実・強化しておく必要があります。このため、区役所や消防局の職員も参加して、避難場所運営マニュアルの検証訓練や、被災者の救出・救護活動のため生活避難場所等に備蓄している救助資機材等を実際に使用する訓練など、防災活動の実践体験が可能な取組を進めます。

避難場所運営マニュアルについては、今回の災害で生活避難場所を運営した自主防災組織の経験を踏まえて必要な見直しを行うとともに、市全域の自主防災組織でその成果を活用することで、貴重な経験を市民全体で共有します。また、地元消防団との連携強化や地域の事業所・社会福祉法人等との連携・協力協定の締結等により、地域の防災力の一層の向上を図ります。

(ウ) 防災知識等の普及・啓発

自主防災組織が持続的に活動するためには、地域に住む一人ひとりの活動内容や役割について理解を深め、防災活動への参加・協力意識を高めておく必要があることから、地域の防災フェアや各種行事の機会をとらえて、自主防災に関する講習会や講演会の開催に取り組めます。



写真 7-2 避難場所運営マニュアル検証訓練

日頃から災害発生を想定した取組が重要です。



写真 7-3 心肺蘇生法実施訓練

消防局職員等が地域に出向いて実地に役立つ防災訓練を実施します。

イ 住民一人ひとりの防災意識の向上

(ア) 支え合いによる防災対策

地域住民の高齢化や単身世帯の増加などにより、地域コミュニティの担い手不足が顕在化している中で、災害による被害を最小限にとどめるためには、地域住民による自主的かつ組織的な防災活動が不可欠です。このため、日頃から様々な地域団体が連携することで、情報の伝達や避難の際に住民同士が支え合う地域のつながりを作っておくことが大切です。

町内会、自治会や地域の社会福祉協議会等の協力を得ながら、地域住民のまち歩きによる危険箇所等の把握や防災訓練などに取り組み、災害時に高齢者や障害者等の要配慮者の方も安心して避難できるよう、支え合いによる防災対策を促進します。

(1) 学校等における防災教育・防災管理の充実

この度の土砂災害の教訓を踏まえ、土砂災害警戒区域内や津波浸水想定区域内の学校・幼稚園に対して、消防局職員や防災に関する学識経験者等を派遣し、避難経路や避難場所の選定、避難訓練の実施内容等の検証を行った上で避難マニュアルを改訂し、防災管理体制の強化を図ります。

こうした取組に加え、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の校種別に応じた防災研修会を教職員に対して行うことで、防災教育・防災管理の一層の充実を図り、児童生徒一人ひとりが防災意識を高め、災害発生時に主体的に行動する力を身につけることができるように努めます。



写真 7-4 学校における避難訓練

子どもたちが学習した避難体勢等を実践し、防災行動力を身に着けます。



写真 7-5 児童生徒への防災教育

将来地域の防災活動の担い手となる人材の育成につながります。

(2) 防災・減災まちづくりの推進

住民自らが防災・減災まちづくりに取り組もうという地域では、協議会などの組織をつくり、地域のまちづくりのルールを定める地区計画案を作成し、市に提案することができます。

このような活動に対して、アドバイザーやコンサルタントの派遣、市職員が参加する勉強会等を開催するなどの支援を行います。

自主的なまちづくり活動を通じて、地域の総意として防災・減災に必要な道路等の地区施設が提案された場合には、本市としてもその整備の実現に向けて取り組みます。



写真 7-6 まちづくり勉強会

市職員(右中央)も参加して地域の皆さんでまちづくりを議論します。



写真 7-7 道路整備

地区計画に定めた道路を地域の協力で整備しました。
(安佐北区亀山四丁目 市道安佐北3区886号線)

(3) 実施体制

ア 行政の責務

行政には、市民の生命、身体及び財産を災害から守り、安心して暮らせるまちをつくる責務があります。

この度の豪雨により、被災が著しい溪流等、緊急的な対応が必要な溪流については、国及び県は緊急砂防事業等に取り組みます。本市は事業促進を国及び県に要請し、また事業推進に協力するとともに、地域の避難路や雨水排水施設等の整備に取り組み、被災地域の安全性をより高めます。

また、土砂災害防止法に基づく県の土砂災害警戒区域等の指定に併せて、本市は地域住民との協働により警戒避難体制の整備を行います。

イ 住民力・地域力の発揮

災害発生時には、自分や家族がどのような行動をとるべきかを常日頃から話し合い、自分の命は自分で守る（自助）との認識を深めておく必要があります。

また町内会、自治会や自主防災組織などの活動を通して、地域ぐるみで子どもや高齢者、障害者などの要配慮者の避難方法を定期的に確認するなど、自分たちの地域はみんなで守る（共助）意識を高めることも重要です。

住民力・地域力を発揮して、地域の防災まちづくりに取り組む地域について、本市は全力で支援を行います。

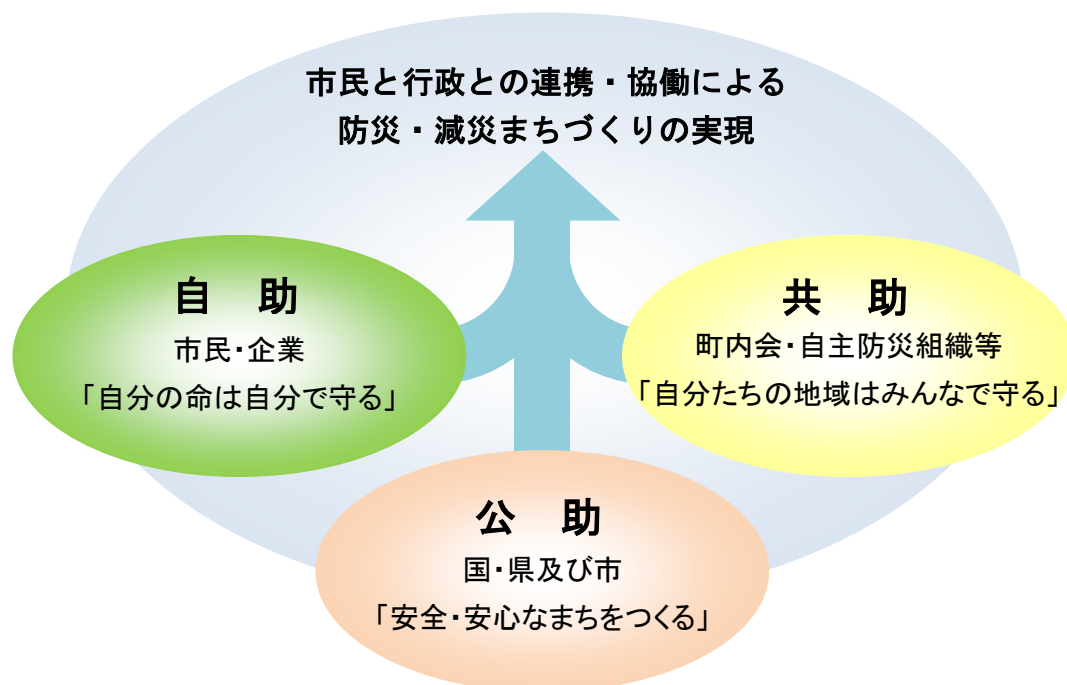


図 8-1 復興まちづくりの実施体制のイメージ

市民と行政の連携・協働により自助・共助・公助の総合力で防災・減災まちづくりを実現します。

(1) 災害の教訓等を共有する仕組みづくり

本市は、まだ記憶に新しい平成 11 年の 6.29 豪雨災害や平成 17 年の台風 14 号による太田川中・上流部の洪水、平成 22 年の梅雨前線豪雨による矢口川等の内水氾濫など、市民生活に大きな影響を与えた災害をこれまでも経験しています。この度の豪雨災害で失われた尊い命に報いるためにも、私たちは過去の災害の教訓にあらためて学ぶとともに、今回の災害の経験や今後の復興まちづくりを通して被災地に生まれる新たなノウハウを市民全体で共有していく必要があります。

本市では、この度の豪雨災害を契機として、過去の災害の教訓や復興まちづくりのノウハウなどを記録・整理し、地域住民等と情報を共有する仕組みづくりに取り組みます。その上で、災害が発生した際のことを想定してその被害を最小限に抑える「事前復興^{*25}」の考え方にに基づき、市民との協働による防災・減災まちづくりを継続的に進めていきます。また、本市と同様の災害危険性を有する全国の自治体への情報提供にも取り組みます。

[*25:p. 55 参照]

(2) 防災・減災を支える施設整備等の促進

地域の防災・減災を確実に進めるためには、市民が取り組むまちづくりの足もとを支える防災施設や防災拠点の充実・整備も重要です。

土石流や急傾斜地崩壊対策については、広島西部山系直轄砂防事業を中心とした砂防堰堤整備や急傾斜地崩壊防止対策、治山事業の促進を国・県に要請するとともに、その事業推進に協力します。洪水や内水氾濫対策については、現在進められている太田川中・上流部の洪水対策や現在整備中の矢口川排水機場の整備、デルタ部の高潮対策事業など国等の事業に引き続き協力していきます。

また本市の取組としては、災害発生時に円滑な応急・復旧体制がとれるよう、地域の防災拠点施設等の安全性及び機能の確保を進めます。特に、西風新都における防災拠点施設の代替機能や消防・防災に関する訓練施設等の整備について検討を進め、市域全体の防災力の向上を目指します。さらに、今回被災した地域の災害拠点病院である安佐市民病院については、災害拠点病院として、より安全性に優れた立地や必要な機能などを総合的に勘案し、災害に強い病院づくりを目指します。安佐市民病院の安全性及び機能の確保については、可部地区町内会自治会連絡協議会から提出された「可部のまちづくり構想 災害に強いまちづくりを目指すための追加提言書」においても、広域的被害の発生を想定した医療救護施設機能の強化、被災傷病者の大量発生に備えた広い受入スペースの確保、医療避難所の整備、ライフラインの途絶への備えや、災害リスクの小さい立地への整備が求められています。こうした提言なども踏まえながら取り組みます。

(3) 危機管理に係る組織体制の整備

本市では、この度の災害対応において明らかとなった組織上の課題・問題点等を踏まえ、消防局にある危機管理部門を市長事務部局に移管することとしています。

新たな危機管理部門については、災害発生の予測精度の向上、災害発生時に住民自らが的確に行動できる情報提供、災害予防対策における全庁的な調整、組織内での情報共有と連絡体制の確立、消防局による消火・救助活動等の初動への専念、警察や自衛隊など関係機関との緊密な連携ができる組織体制とするよう取り組みます。

(参 考)

防災・減災を支える施設整備等の機能配置図

ア 防災拠点施設

- (ア) 災害対策本部機能を有するもの
市役所本庁舎、消防局、区役所、水道局
- (イ) 情報収集・伝達拠点機能を有するもの
市役所本庁舎、消防局、区役所、水道局、消防署など
- (ウ) 消防拠点機能を有するもの
消防署所、消防航空隊基地など
- (エ) 保健・医療・救護拠点機能を有する施設
災害拠点病院（広島市民病院、安佐市民病院、県立広島病院等）、保健所など

イ 災害対策本部の代替機能を有する施設

安佐南消防署

